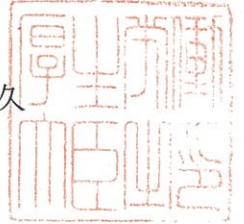


厚生労働省発雇児 0605 第 1 号
平成 29 年 6 月 5 日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「子の養育又は家族介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

子の養育又は家族介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一 事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第二十一条第一項の規定により育児休業及び介護休業に関する事項を定め、周知するに当たつての事項として、次の内容を加えること。

一 労働者のプライバシーを保護する観点から、労働者が自発的に当該労働者若しくはその配偶者が妊娠若しくは出産したこと又は当該労働者が対象家族を介護していることを知らせることを前提としたものであること。そのために、法第二十五条に定める措置を事業主が講じている必要があること。

二 労働者又はその配偶者が妊娠若しくは出産したことを知ったときに、当該労働者に対し育児休業に関する事項を知らせるに際しては、当該労働者が計画的に育児休業を取得できるよう、あわせて、法第五条第二項の規定による育児休業の再度取得の特例、法第九条の二の規定による同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例、その他の両立支援制度を知らせることが望ましいこと。

第二 法第二十四条第一項に規定する労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇の例示

法第二十四条第一項に規定する労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇の例示として、次の内容を加えること。

一 配偶者の出産に伴い取得することができるいわゆる配偶者出産休暇

二 入園式、卒園式等の行事参加も含めた育児にも利用できる多目的休暇（いわゆる失効年次有給休暇の積立による休暇制度の一環として措置することを含む。）

第三 職場における育児休業等に関するハラスメントの内容の典型的な例に関する事項

職場における育児休業等に関するハラスメントの内容の典型的な例のただし書として、次の内容を加えること。

労働者の事情やキャリアを考慮して、早期の職場復帰を促すことは制度等の利用が阻害されるものに該当しないこと。

第四 適用期日

この告示は、平成二十九年十月一日から適用すること。